

大船渡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年6月4日に大船渡市長から令和2年度定期監査（後期分）の結果に係る措置について通知を受けたので、これを公表する。

令和3年6月11日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 紀 室 若 男

- 1 監査の結果報告 令和3年3月29日付け大船渡市監査委員告示第3号により公表
- 2 講じた措置内容 別紙のとおり

監査結果に基づく措置内容

部課等名	指摘事項	措置内容又は措置方針
商工港湾部 商工課	請求書の添付書類を担当職員が差替えている	<p>1 公募型プロポーザル方式を採用した随意契約に係るガイドラインの作成</p> <p>「大船渡市公募型プロポーザル方式事務マニュアル」を令和3年6月に作成するとともに、庁内グループウェアのライブラリに登録し、職員に周知しました。</p> <p>2 研修の実施と内部統制の強化</p> <p>これまで、財務研修会やマネジメント等の研修を実施してきたところではありますが、今後におきましても、内容等を精査しながら、財務事務をはじめ、マネジメント能力やコンプライアンス、倫理観の醸成を軸に研修会を実施してまいります。</p> <p>担当：総務部財政課 (財務事務関係)</p> <p>担当：総務部総務課 (研修・内部統制関係)</p>
商工港湾部 産業政策室	<p>1 公募型プロポーザル方式を採用した随意契約について</p> <p>(1) 企画提案依頼書の仕様に不備があり、契約の相手方の選定方法が適正であったか疑問が残る</p> <p>(2) 企画提案書の審査を行っていない</p> <p>(3) 「公募型プロポーザル実施要領」に定めた契約における仕様、金額等の内容を定めるための優先交渉権者との協議記録がない</p> <p>(4) 100万円を超える契約で、予定価格を定めているものの、その算定根拠となる設計書が作成されていない</p> <p>(5) 契約書の記載内容に不備がある</p> <p>2 一者随意契約について</p> <p>(1) 選定業者を一者とする理由の記載が不備である</p> <p>(2) 契約書の記載内容に不備がある</p> <p>(3) 請求書の添付書類を担当職員が差替えている</p> <p>3 情報共有と事業の進捗管理について</p> <p>(1) 産業政策室内での情報共有が不足し、事業の進捗管理ができていない</p>	